

使用料徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
泉佐野保健所	行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、平成28年度分について、使用開始の前日（平成27年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。					<p>行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 （納付の時期） 第4条 使用料は、使用開始の前日に全部を納入させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。</p> </div>	<p>行政財産使用料の徴収については、今後、行政財産使用料条例に基づき、早めの納期限設定や督促を実施し、また、行政財産使用料収納確認票を作成し、収納状況を管理するなど、適切な事務処理に努めることとする。</p>
	使用目的	許可期間	許可数量	金額（円／年）	納付日		
	電気通信事業法による第一種電気通信設備設置のため	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	共架柱 1本 電話ケーブル	1,500	平成28年4月28日		

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年12月6日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容												
吹田保健所	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。 <table border="1" data-bbox="463 552 1469 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="463 552 543 663">種別</th> <th data-bbox="552 552 679 663">所在地</th> <th data-bbox="688 552 839 663">借用数量 (㎡)</th> <th data-bbox="848 552 1029 663">借用料 (円)</th> <th data-bbox="1038 552 1219 663">借用目的</th> <th data-bbox="1228 552 1469 663">借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="463 669 543 1131">土地</td> <td data-bbox="552 669 679 1131">吹田市出口町765-5</td> <td data-bbox="688 669 839 1131">1,134.63</td> <td data-bbox="848 669 1029 1131">無償</td> <td data-bbox="1038 669 1219 1131">吹田保健所用地</td> <td data-bbox="1228 669 1469 1131">平成元年3月27日から平成30年3月31日まで ※平成5年4月1日から5年ごとの自動更新</td> </tr> </tbody> </table>						種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間	土地	吹田市出口町765-5	1,134.63	無償	吹田保健所用地	平成元年3月27日から平成30年3月31日まで ※平成5年4月1日から5年ごとの自動更新	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産） 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行なったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> </div>	<p>借用登録されていなかった内容について、公有財産台帳等管理システムに登録した。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき適切に事務処理を行う。</p>
種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間															
土地	吹田市出口町765-5	1,134.63	無償	吹田保健所用地	平成元年3月27日から平成30年3月31日まで ※平成5年4月1日から5年ごとの自動更新															

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月1日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容	
寝屋川保健所	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかった。						速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。	借用登録されていなかった内容について、公有財産台帳等管理システムに登録した。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき適切に事務処理を行う。	
		種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間		
		土地	寝屋川市八坂町28番3号	1,636.37	無償	保健所用地	昭和45年8月16日から 平成29年3月31日まで ※毎年度当初に使用許可		
		<p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行なったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p>							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月1日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容
泉佐野保健所	借用財産について、公有財産台帳に借用登録されていなかったもの及び借用登録の更新を行っていないものがあつた。						<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産） 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> </div>	借用登録されていなかった内容については、公有財産台帳等管理システムに登録し、借用登録の更新を行っていないものについても更新を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適切に事務処理することとする。
	(借用登録されていなかったもの)							
	種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間		
	土地	泉佐野市上瓦屋583番地の19の一部	383.00	月額 53,000円	大阪府泉佐野保健所敷地	平成16年4月1日から平成29年3月31日まで ※平成16年4月1日から1年ごとの自動更新		
(借用登録の更新を行っていないもの)								
種別	所在地	借用数量 (㎡)	借用料 (円)	借用目的	借用期間			
土地	泉佐野市上瓦屋583番地の19の一部	736.08	無償	大阪府泉佐野保健所敷地	平成7年6月1日から平成29年5月31日まで ※平成10年6月1日から1年ごとの自動更新 (注)			
(注) 公有財産台帳では借用期間が、「平成7年6月1日から平成10年5月31日まで」となっていた。								

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年12月6日）